第6章 捕獲に関する 法令・規制の把握

第6章 捕獲に関する法令・規制の把握

捕獲を実施する際には、捕獲許可をはじめとする法令・規制のほか、法令以外の規制区域が関わってくる。ここでは、捕獲事業に関連する主な法令・規制の内容と、申請手続きの内容を整理した。

1 捕獲に関わる法令

エゾシカを捕獲するためには、鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく捕獲許可が必要となる。鳥獣の捕獲に係る許可主体については、表 6-1のとおり捕獲の場所や鳥獣、捕獲方法によって異なる。

エゾシカの捕獲に当たっては、国指定鳥獣保護区内であれば環境大臣の許可が必要であり、国指定鳥獣保護区以外では都道府県知事の許可が必要となる。また、エゾシカの捕獲許可については、権限委譲されている市町村もあるので、留意が必要である。なお、指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲事業では、捕獲許可は不要となる。

捕獲の場所 鳥獣名 捕獲方法 許可権者 国指定鳥獣保護区 全ての方法 環境大臣 全ての鳥獣 国指定鳥獣保護区 希少鳥獣 以外 (規則第四条) 上記以外の鳥獣 かすみ網(使用禁止猟 またはその卵 具(法第十六条))を使 かすみ網を使用する 都道府県知事(都道 以外の方法 府県知事が市町村に 権限を委任している

表 6-1 鳥獣の捕獲における捕獲場所や鳥獣、捕獲方法における許可権者

2 捕獲実施地に関わる法令・規制など

1 では、捕獲に係る許可であるのに対し、捕獲実施地に様々な法令・規制が係っている場合がある。例えば、エゾシカを含めた鳥獣の捕獲に対する規制のほか、わななどの工作物の設置、車両の乗り入れなど捕獲のための行為が制限される場合がある。また、法令ではないものの、土地所有者によってはその管理のために立ち入りや土地の使用に対する手続きが必要となる。そのほか、安全上の理由や産業などの地域特性から銃猟の自粛区域もあり、法令・規制区域外であっても特別な配慮を求められる地域がある。なお、捕獲を行う場所や手法によっては、複数の法令・規制に該当する可能性があり、その場合には、複数の手続きが必要になる。

場合は市町村長)

表 6-2 捕獲事業に関係する主な法令・規制など

関係法令	規制区域	規制の目的・内容
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区	鳥獣の保護の見地から鳥獣保護管理法
(鳥獣の保護及び		に基づき指定。
管理並びに狩猟		鳥獣保護区には、国指定鳥獣保護区と、 都道府県指定鳥獣保護区の2種類があり、
の適正化に関す		制造的宗領に高いては、許可なく鳥獣の
		捕獲は認められない。
る法律)	特定猟具使用禁止区域	特定猟具の使用に伴う危険予防のため、
		特定猟具による鳥獣の捕獲を禁止又は制
		限する区域。
		北海道では、銃の使用を禁止している区
		域があり、位置は「鳥獣保護区等位置図(地 図編及び別冊編)」を参照。
	 エゾシカ捕獲禁止区域	国権及び別冊権力で参照。 鳥獣の保護の見地から、鳥獣保護管理法
	エノンカ捕獲祭正区域	に基づき指定できるものであり、法第 12
		条第2項の規定により、道ではエゾシカの
		捕獲などを禁止する区域又は期間を指定
		している。当該区域では、可猟期間の全期
		間で捕獲が禁止されている。
自然公園法	国立公園	わが国の風景を代表するに足りる傑出
	(特別保護地区、特別地域)	した自然の風景地で、環境大臣が指定し、 国が管理する。
		国が自住する。 北海道では6つの区域が国立公園に指定。
		国立公園に準ずる優れた自然の風景地
	□左五四 (特別保護地区、特別地域)	で、都道府県の申し出を受けて環境大臣が
	(付別休暖地区、付別地域)	指定し、管理は都道府県が行う。
		北海道では5つの区域が国定公園に指定。
北海道立	道立自然公園	国立・国定公園に次ぐ優れた自然の風景
自然公園条例	(特別地域)	地で、北海道が指定、管理を行う。 12 の区域が道立自然公園に指定。
 森林法	 保安林	森林の持つ公益的機能の発揮において、
林州山		特に重要な森林を保安林に指定すること
		により、伐採を制限するなどして森林の機
		能が失われないようにする。
		保安林の指定及び管理は、保安林の種類な
		どにより、国または都道府県が行う。



注意

【鉛弾について】

北海道では、オオワシなどの希少猛禽類の鉛中毒を防ぐため、平成 16 年より鳥獣保護管理法により、鉛成分を含む物質で作られているライフル弾及び 7mm 以上の散弾(以下「特定鉛弾」という。)を使用する猟法を禁止し、更に平成 26 年 3 月に公布された「北海道エゾシカ対策推進条例」により、エゾシカを捕獲する目的での「特定鉛弾の所持」が禁止されている。

表 6-3 捕獲事業に関係する土地所有者などの規制区域

規制区域	規制の目的・内容
国有林(入林・貸付)	国有林内への立ち入りには入林承認申請が、
	囲いわななどの設置には、貸付契約または使用
	許可の手続きを取る必要がある(有償)。
	なお、入林に関しては、行為の種類によって
	は届けだけで済む場合もある。
道有林	道有林内への立ち入りには入林承認申請が、
 (入林・貸付)	囲いわななどの設置には、貸付の許可を受け、
	貸付料を払う必要がある。
	なお、入林に関しては、行為の種類によって
	は届けだけで済む場合もある。
銃猟の自粛区域	銃猟の可猟区域ではあるが、希少生物保護や
, ,,,,	土地利用者の安全上の理由などから、銃猟の自
	粛を呼び掛けている区域。
	位置及び設定理由は「鳥獣保護区等位置図
	(地図編)」に記載されている。



注 意

【道路交通法について】

モバイルカリングのように、国道、道道、市町村道などの公道上から発砲する場合は、鳥獣保護管理法のほか、道路交通法第76条第4項第4号に抵触する恐れがあるため、第77条の使用許可の申請を行うことで、第76条に違反していないことを確認する必要がある。ただし、林道で行う場合は、森林管理者が通行止めにすると道路交通法の対象とならなくなるため、警察に対しては事前確認という扱いになる。

捕獲事業に関連する主な法令・規制の申請内容一覧 表 6-4

				申請が必要な行為	な行為			一 岩井 姜 英名马克 中 寻 娄 子名
法令	内容	地域など	エゾシカの捕獲	工作物の新築		11年	手続き先	指定官理局 開補獲等事業で 分略 オカアエケー
			(銃・わな共通)	(囲いわなの設置など)	単馬…の使用			毎6700 上続さ
	Ē P	特別保護指定区域	○(30 日)	○(30 日)	○(30 日)			0
	国相作自聯促業以	特別保護地区	○(30 日)	○(30 日)			環境省	0
#モロ/ V沢 与	加票不要占	鳥獣保護区	○(30 日)					0
/ 京野/ 木選 / 英田 : 土	道指定	特別保護地区	○(7 日) ^{*2}	○(20 日)				0
m AAA	鳥獣保護区	鳥獣保護区	○(7 日) ^{*2}				14	0
	特定猟具使	特定猟具使用禁止区域(銃)	○(7 日) ^{*2}				北海道	0
	W	その他**3	○(7 日) ^{*2}					0
	1 1	特別保護地区	○(30 日)	○(30 日)	○(30 日)		日本	**4
公 本 国 公 本 立	国大大国	特別地域		○(30 日)	△ (30 日)			
田然公園在	1 1	特別保護地区	○(10 日)	○(15 Ħ)	○(10 H)			**4
	国化公园	特別地域		○(10 日)	△(10 日)		14 14	
北海道立自然公園条例	道立自然公園	特別地域		O(10 H)	△(10 円)		七番垣	
	森林法	保安林				○(30 日)	北海道	

○:申請が必要、△:一部地域で申請が必要

()内の日数は標準処理期間(申請書が提出された日から許可までの期間)を示す(休日は含まない)

※1:スノーモビルも含む

※2:振興局を2つまたぐ場合は14日となる

※3:鳥獣保護区などに指定されていない地域においても許可が必要となる

※4:エゾシカの捕獲については、手続きが省略される場合がある

捕獲事業に関係する法令以外の規制区域の申請内容一覧 表 6--5

申請が必要な行為 林道の使用 株道の使用
(深雪など)
○ (7 日)
○(7 Ⅱ)
)

()内の日数は申請書が提出された日から許可までの期間の目安を示す

※1:行為の種類によっては届けだけで済む場合もある

烘

【法令・規制などについては必ず関係機関に確認を!!】

然環境保全法、海岸法、河川法、文化財保護法など)。また、捕獲作業の内容に よっては、同じ法令でも別の申請が必要になる場合(わなを設置するために立木 ここではモデル事業を基に、捕獲事業に関連する可能性が高い法令・規制を 紹介したが、地域や条件によっては他の法令・規制も関連する場合がある(自 を伏探するなど)もあるため、事業を行う際には、必ず関係機関に問い合わせ、 必要な申請についての確認を行うこと。

3 法令・規制と手続きについて

(1) 鳥獣保護管理法(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)

エゾシカの捕獲許可については、第6章の1でも述べたように、国指定鳥獣保護区内とそれ以外の地域では申請先が異なる。なお、鳥獣保護区は、鳥獣保護区等位置図(地図編及び別冊編)により確認することが出来る。申請先は、国指定鳥獣保護区の場合は環境省北海道地方環境事務所または釧路自然環境事務所、それ以外では北海道の管轄する(総合)振興局保健環境部環境生活課となる。なお、捕獲許可を市町村に委託している場合は、市町村の鳥獣担当部署となる。

表 6-6 手続きに関する情報[国指定鳥獣保護区内]

区 分	詳細情報
行為規則の	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等
項目	
提出書類	・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書
	・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿
添付書類	・共同捕獲の場合は、別途定める申請書又は従事者名簿
	・捕獲場所を明らかにした縮尺 1:50,000 以上の地形図
	・使用する捕獲用具の構造、設置方法等を示す図面
	・捕獲の目的、方法、捕獲後の処置等を記述した文書等及び捕獲等をする事
	由を証する書面
提出先	環境省:北海道地方環境事務所または釧路自然環境事務所
提出者	許可受けようとする者
その他	・捕獲等又は採取等の結果の報告が必要
	(許可の有効期間が満了してから30日以内)



注 意

【法人の申請について】

法人申請の場合は提出書類の一部が異なるため、事前に管轄する(総合)振興局に確認すること。

表 6-7 手続きに関する情報[国指定鳥獣保護区以外の区域]

区 分	詳細情報
行為規則の	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等
項目	
提出書類	・鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書
	・鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請者(従事者)名簿
添付書類	・鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等事由書
	・鳥獣の捕獲等又は採取等依頼書
	・捕獲場所を明らかにした縮尺 1:50,000 以上の地形図
	・使用する捕獲用具の構造、設置方法等を示す図面(銃器以外の方法)
	・使用する猟具を設置する場所を明らかにした図面(銃器以外の方法)
	・捕獲隊の連絡体制を示す書面
提出先	北海道:管轄する(総合)振興局保健環境部環境生活課
提出者	許可を受けようとする者
その他	・許可証(及び事業者証)の返納及び捕獲等又は採取等の結果報告書
	・エゾシカ許可捕獲報告



注 意

【鳥獣保護区特別保護地区内における工作物の設置について】

鳥獣保護管理法で指定されている鳥獣保護区のうち、特別保護指定区域及び特別保護地区内では、工作物を設置する場合に許可が必要となる場合がある。そのため、該当する地区内で囲いわななど工作物の設置を検討する際は、国指定鳥獣保護区の場合は北海道地方環境事務所または釧路自然環境事務所に、道指定鳥獣保護区の場合は管轄する(総合)振興局保健環境部環境生活課に事前に必ず確認すること。

(2) 自然公園法

自然公園法で対象とする公園には、国が管理する国立公園と道が管理する国定公園があり、各公園は特別保護地区、特別地域、普通地域の3地域に分類される。提出先は、国立公園では当該国立公園を管轄する自然保護官事務所、国定公園では北海道の管轄する(総合)振興局保健環境部環境生活課となる。また、対象とする地区の区分により、許可が必要な行為に違いがある。

表 6-8 手続きに関する情報[国立公園]

	表 0-8 手続さに関する情報[国立公園]
区 分	詳細情報
行為規則の	1. 工作物(住宅、道路等)の新築、改築、増築
項目	※わな、ハイシート、看板、センサーカメラなどの設置が該当
(捕獲事業に	2. 動物の捕獲又は殺傷
関するもの)	※特別保護地区のみ該当
	3. 特別保護地区及び特別地域(指定地域)での車馬等の乗り入れ
	※車両やスノーモビルが該当
提出書類	1. 特別地域(特別保護地区)内 工作物の新(改、増) 築許可申請書
	2. 特別保護地区内動物の捕獲(殺傷)許可申請書
	3. 特別地域(特別保護地区)内車馬の使用許可申請書
添付書類	・行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図(1、2、3)
	・行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図
	及び天然色写真(1、3)
	・行為の施工方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図、立面図、断面
	図、構造図及び意匠配色図(1)
	・行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000
	以上の修景図(1)
	・その他、行為の施工方法の表示に必要な図面(1、2、3)
	(注)添付書類欄の(1、2、3)は行為規則の項目及び提出書類の番号を指す
提出先	環境省:当該国立公園区域を管轄する自然保護官事務所
提出者	許可を受けようとする者
その他	・申請書類裏面の備考欄に記載された内容を確認すること
	・特別保護地区内での動物の捕獲については、鳥獣保護管理法第 9 条第 1
	条の規定による環境大臣の許可を受けた場合や、指定管理鳥獣捕獲等事業
	による鳥獣の捕獲では、許可が不要となる場合があるので、事前に確認す
	ること

表 6-9 手続きに関する情報[国定公園]

区 分	詳細情報
行為規則の	1. 工作物(住宅、道路等)の新築、改築、増築
項目	※わな、ハイシート、看板、センサーカメラなどの設置が該当
(捕獲事業に	2. 動物の捕獲又は殺傷
関するもの)	※特別保護地区のみ該当
	3. 特別保護地区及び特別地域(指定地域)での車馬等の乗り入れ
	※車両やスノーモビルが該当
提出書類	1. 特別地域(特別保護地区)内工作物の新(改、増)築許可申請書
	2. 特別保護地区内動物の捕獲(殺傷)許可申請書
	3. 特別地域(特別保護地区)内車馬の使用許可申請書
添付書類	・行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図(1、2、3)
	・行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図
	及び天然色写真(1、3)
	・行為の施工方法を明らかにした縮尺 1:1000 以上の平面図、立面図、断面
	図、構造図及び意匠配色図(1)
	・行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000
	以上の修景図(1)
	・その他、行為の施工方法の表示に必要な図面(1、2、3)
	(注)添付書類欄の(1、2、3)は行為規則の項目及び提出書類の番号を指す
提出先	北海道: 当該国定公園区域を管轄する(総合)振興局保健環境部環境生活課
提出者	許可を受けようとする者
その他	・申請書類裏面の備考欄に記載された内容を確認すること
	・特別保護地区内での動物の捕獲については、鳥獣保護管理法第 9 条第 1
	条の規定による北海道知事の許可を受けた場合や、指定管理鳥獣捕獲等事
	業による鳥獣の捕獲では、許可が不要となる場合があるので、事前に確認
	すること

(3) 北海道立自然公園条例

北海道立自然公園条例で対象とする道立自然公園は、特別地域、普通地域の2地域に分類され、道内では12の区域が指定されている。提出先は、北海道が管轄する(総合)振興局保健環境部環境生活課となる。また、対象とする地区の区分により、許可が必要な行為に違いがある。

表 6-10 手続きに関する情報[道立自然公園]

区分	詳細情報
行為規則の	1. 工作物(住宅、道路等)の新築、改築、増築
項目	※わな、ハイシート、看板、センサーカメラなどの設置が該当
	2. 指定地域での車馬等の乗り入れ
	※車両やスノーモビルが該当
提出書類	1. 特別地域内工作物新築許可申請書
	2. 特別地域(指定区域)内車馬の使用許可申請書
添付書類	・行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図(1、2)
	・行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5000 以上の概況図及び
	天然色写真(1、2)
	・行為の施工方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の平面図、立面図、断面
	図、構造図及び意匠配色図(1)
	・行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 以
	上の修景図(1)
	・その他、行為の施工方法の表示に必要な図面(1、2)
	(注)添付書類欄の(1、2)は行為規則の項目及び提出書類の番号を指す
提出先	北海道: 当該道立自然公園区域を管轄する(総合)振興局保健環境部環境生活課
提出者	許可を受けようとする者
その他	申請書類裏面に記載された内容を確認すること

(4) 森林法

保安林内で、単管パイプの打ち込みや板の建て付けなど、土地の形質の変更を伴う 工作物の設置を行う際には、北海道知事の許可が必要となる。提出先は、国有保安林 の場合は北海道水産林務部林務局治山課、道有保安林の場合は管轄する(総合)振興局 の森林室管理係、民有保安林の場合は産業振興部林務課森林保全係(または主査(森林 保全))となる。

表 6-11 手続きに関する情報[保安林]

区分	詳細情報
行為規則の	土地の形質変更等の制限
項目	
提出書類	保安林内作業許可申請書
添付書類	・位置図(1:50000)
	・平面図(1:5000)
	・模式図など
提出先	国有保安林:北海道水産林務部林務局治山課
	・道有保安林:管轄する(総合)振興局の森林室管理係
	・民有保安林:管轄する(総合)振興局の産業振興部林務課森林保全係
	(または主査(森林保全))
提出者	許可を受けようとする者
その他	・国有保安林に係る許可申請には、管轄する森林管理署の同意などを要する
	ため、申請しようとする作業行為などについて、必ずあらかじめ当該森林
	管理署に相談すること
	・道有保安林、民有保安林については、申請後の事務処理を円滑に進めるた
	め、あらかじめ、管轄する(総合)振興局の森林室管理係、または産業振興
	部林務課森林保全係(または主査(森林保全))へ相談すること

(5) 道路交通法

モバイルカリングのように、国道、道道、市町村道などの公道上から発砲する場合は、道路交通法第76条第4項第4号に抵触する恐れがあるため、第77条の使用許可の申請を行うことで、第76条に違反していないことを確認する必要がある。ただし、林道で行う場合は、森林管理者が通行止めにすると道路交通法の対象とならなくなるため、警察に対しては事前確認という扱いになる。

表 6-12 手続きに関する情報[国道、道道、市町村道など]

区 分	詳細情報
行為規則の	道路使用許可の申請
項目	
提出書類	道路使用許可申請書
添付書類	・捕獲計画書などの説明資料
	・道路管理者が道路法に基づき通行止めにすることがわかる文書
提出先	管轄警察署
提出者	許可を受けようとする者
その他	_

表 6-13 手続きに関する情報[一般利用のある林道]

区分	詳細情報			
行為規則の	道路交通法の対象とならないことの確認			
項目				
提出書類	定められた様式はない			
添付書類	・捕獲計画書などの説明資料			
	・道路管理者が道路交通法に基づき通行止めにすることがわかる文書			
提出先	管轄警察署			
提出者	許可証を受けようとする者			
その他	_			

4 法令以外の手続きについて

(1) 国有林

国有林内に立ち入る場合には、管理者からの入林承認が必要である。また、有害鳥 獣駆除で捕獲した個体を林道などで搬出する場合以外、スノーモビルの使用は認めら れていない。わななどの工作物を設置する際には、貸付契約または使用許可の手続き を取る必要がある(有償)。提出先は、入林・借受(使用)を希望する管轄の森林管理署 または支署となる。

表 6-14 手続きに関する情報[入林]

区分	詳細情報		
行為規則の	国有林内への入林		
項目			
提出書類	入林承認申請証		
添付書類	・入林者名簿		
	・入林予定箇所の図面		
	・使用車両の届け		
提出先	入林を希望する管轄の森林管理署または支署		
提出者	入林承認を受けようとする者		
その他			

表 6-15 手続きに関する情報[貸付]

区分	詳細情報				
行為規則の	国有林野貸付(使用)契約または使用許可				
項目					
提出書類	国有林野貸付(使用)申請書または使用許可申請書				
添付書類	・位置図等(縮尺 1/50,000、1/20,000)				
	・利用計画図(貸付地、設置する施設等の概要が記載された図面)				
	・現況写真				
	・ 当該林野を選定した理由書(自由様式)				
	・他の行政府の許認可書など				
提出先	借受(使用)を希望する管轄の森林管理署または支署				
提出者	土地を借受(使用)する者				
その他	・土地の借受(使用)については有償となり、納付しないと使用できない				
	・土地の借受(使用)の使用開始日は、契約締結日から 20 日後である				
	・事業終了後、施設の撤去及び原状回復を完了させ、返地届を提出する				
	・添付書類は例示であり、詳細は申請先に確認すること				

(2) 道有林

道有林内に立ち入る場合には、管理者からの入林承認が必要である。また、原則認めてはいないが、有害鳥獣駆除などで捕獲した個体を搬出する際に、スノーモビルを乗り入れる場合にも承認が必要となる。わななどの工作物を設置する際には、貸付の許可を受け、貸付料を払う必要がある。提出先は、入林・貸付を希望する管轄の(総合)振興局森林室となる。

表 6-16 手続きに関する情報[入林]

区 分	詳細情報
行為規則の	道有林内への入林
項目	
提出書類	入林承認申請書
添付書類	・入林者名簿
	・入林予定箇所の図面
提出先	入林を希望する管轄の(総合)振興局森林室
提出者	入林承認を受けようとする者
その他	_

表 6-17 手続きに関する情報[貸付]

区 分	詳細情報
行為規則の	第二種普通財産(道有林野)の貸付
項目	
提出書類	第二種普通財産(道有林野)貸付承認申請書
添付書類	・位置図
	・工作物求積図、構造図
	・事業工程表
提出先	貸付を希望する管轄の(総合)振興局森林室
提出者	許可証の交付を受けようとする者
その他	貸付期間終了後、返還届を提出する必要がある



参 考

【国有林や道有林の銃猟入林禁止区域の検討について】

国有林や道有林では、毎年8月頃に銃猟入林禁止区域を検討している。検討時期までに捕獲計画を策定し、関係機関と協議を行うことができれば、一般狩猟者の立ち入り制限をスムーズに行うことが可能となる。

第 7 章 捕獲準備

第7章 捕獲準備

捕獲事業を行う際には、実施計画の策定や実施体制の構築、各種申請手続きなど 様々な準備が必要となる。ここでは、それぞれの内容と手順について整理した。

1 捕獲準備の必要性

効率的な捕獲を行う場合には、各種許可申請のほか、各関係機関との事前協議など、 多くの事前準備を必要とする。また、前年度に想定される捕獲地域のエゾシカや希少 生物の生息状況を調査(もしくは聞き取り)することは、円滑に事業を進める上で重要 なことである(4章に記載)。

以下に、事業の実施体制について再掲する。

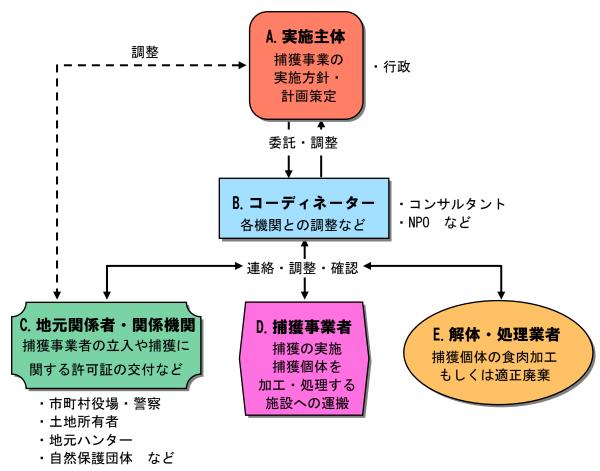


図 7-1 事業体制の概略

2 捕獲準備の内容

捕獲準備には、実施方針の検討や実施計画の策定、わなの設置や餌付けなど捕獲作業の準備までが含まれる。ここでは、冬季の事業を想定し、越冬地に集まるエゾシカの捕獲作業の流れを解説する。

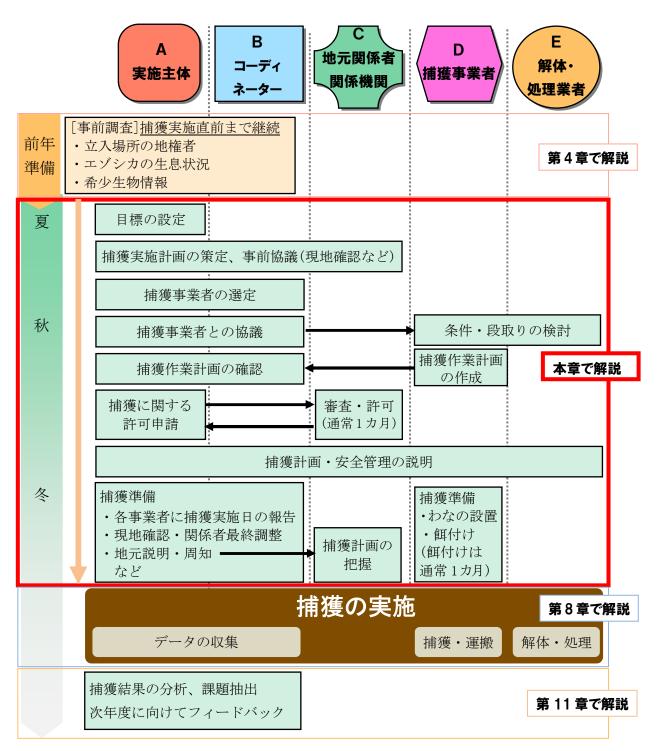


図 7-2 捕獲事業の一連の流れ(例)

(1) 目標の設定

事前調査の結果を基に、地域が抱える問題点を整理し、目的を設定する。さらに、 問題解決に向けて、内容の方向性や作業の観点など、事業の方針を決定する。

課題	方 針
農林業被害	農地周辺の林内に生息する個体数の減少
植生の食害	高密度に生息している地域の密度を適正化
交通事故	道路などに隣接する生息地の個体数調整

表 7-1 想定される課題と方針

(2) 捕獲実施計画の策定、事前協議(現地確認など)

事業の目的を達成するために、捕獲手法や実施スケジュール、実施体制、有効活用などの大まかな内容を検討する。エゾシカの分布状況や周辺の餌状況、捕獲予定地の地形条件など、地域の特性に沿った捕獲手法の選定、目的を達成するために必要な捕獲回数や期間など実施スケジュールの作成、捕獲予定地に関係する法令・規制の精査、捕獲や運搬作業を担当する捕獲事業者の検討、有効活用や一般廃棄を想定した解体・処理業者の確保、保護増殖事業対象種に配慮した調査計画など、事業全体の流れを視野に入れた内容を策定する。

策定した実施内容が実行可能かどうか、地元関係者や関係機関を交えて事前協議を 実施する。協議の際には、捕獲予定地が別の事業や研究者などの調査フィールドとし て利用されているかどうか、観光やレジャー目的での人の出入り、希少生物の確認情報、地元団体や近隣住民に対しての配慮や安全管理の考え方などについての確認を行 う。また、今後の事業を円滑に進めるために、関係機関や地元関係者との良好な協力 関係を構築することも大事なことである。

なお、可能であれば、捕獲予定地の広さや地形などの現地確認を合わせて行うこと が望ましい。



参考

【メスを捕獲することの重要性】

個体数管理には、メスの捕獲が重要であるとされている。エゾシカのメスは1才から 妊娠が可能で、その妊娠率は90%以上と非常に高くなっている。また、近年の暖冬の影響 などで自然死亡率が低下していることもあって、狩猟圧のない条件下では、年間15~20% 程度の高い増加率を示す。このことから、オスや幼獣ばかり捕獲しても、個体数の減少 にあまり寄与できない。そのため、捕獲地点選定の際には、センサーカメラなどの事前 調査結果を基に、メス個体が多い地点を優先的に候補とするべきである。

(3) 捕獲事業者の選定

事前協議と並行して、計画した捕獲手法や有効活用が可能な捕獲事業者や解体・処理業者の選定を行う。銃猟とわな猟では必要な狩猟免許が異なるため、事前の確認が必要である。また、別の業務と重複する可能性もあるため、スケジュールの確認は入念に行うべきである。また、解体・処理業者によっては、受入頭数に制限を設けていることもあるため、一時養鹿が可能な牧場を所持しているかどうかについても確認しておくと良い。

(4) 捕獲事業者との協議

有効活用を想定する場合は、業者によって受入個体に一定の要件を設けていることがあるため、捕獲個体の取り扱いに関してルールを設定することが望ましい。有効活用についての詳細は第9章参照のこと。

なお、良好な協力関係構築のために、捕獲事業者や回収業者とコミュニケーション を取ることも大事なことである。

表 7-2 捕獲個体の取り扱い例

捕獲手法	必要なルール	理由
銃猟	狙撃部位は頭頚部もしくは胸部と	腹部に着弾した個体は食用に適さな
	する	いため
	捕獲個体はカラスなど捕食者に見	捕食された個体は衛生上問題がある
	つからないようにする	ため
わな猟	わなに入った個体は速やかに取り	長時間わなに放置した場合などはス
	出し、解体施設などに運搬する	トレスなどで死亡することがあるため

(5) 捕獲作業計画の作成

事業体制が整った段階で、捕獲事業者は、具体的な作業計画を作成する。実施主体などとの確認・調整を行いながら、捕獲実施位置、実施回数、実施体制など実作業に関する事項から、関連する法令・規制、安全管理、実施工程などを計画する。

特に、捕獲個体の記録については、捕獲結果の評価にもつながることから、記録漏れのないように記録内容や方法について十分に確認することが望ましい。また、安全管理については、事業者の安全管理体制のみならず、地域住民等への周知や捕獲作業実施時の事故防止対策をどのように行うかなども含めた安全管理計画を作成するとともに、緊急時(事故発生時)の連絡体制についても忘れずに提出してもらうこと。

(6) 捕獲に関する許可申請

作業計画が確定次第、捕獲作業に必要となる許可申請を行う。基本的には実施主体が行うが、申請内容によっては建設物の設計図や設置地点の写真など、添付書類が必要となるため、捕獲事業者から入手するか、現地確認などの際に撮影しておくことが望ましい。また、わななどの捕獲に使用する器材以外にも、注意喚起の看板やのぼり、エゾシカの動きを観察するためのセンサーカメラなどの設置物も申請が必要になることに注意する。なお、申請から許可が下りるまでにかかる日数は法令の種類によって異なるため、留意が必要である。

捕獲地点が地元住民や民間企業の所有地である場合は、その土地の地権者に立入の同意を得ることが必要である。土地の使用者と所有者が別である場合、使用者の許可だけでは後々トラブルを招くこともあるため、確認の際には十分に注意すること。また、口頭だけでなく、同意書や承諾書などの書類を交わすことが望ましい。

法令・規制に関しては「第6章」参照のこと。



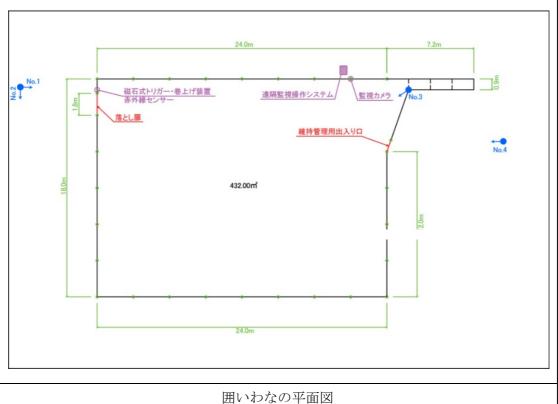


図 7-3 必要となる添付書類の例

(7) 捕獲作業計画・安全管理の説明

事業に関わる全ての団体と意識の共有化を図るために、捕獲作業計画についての説明会を開催する。また、地域住民への安全管理の考え方についても説明を行う。

場合によっては内容についての修正・変更などを求められることがあるため、その際には改めて計画内容の協議を行い、適宜対応する。



写真 7-1 地元説明会の様子

(8) 捕獲準備

ア 安全管理などの最終調整

捕獲作業開始に向けて、最終調整を行う。今後のスケジュールを各事業者と確認し、必要に応じて最終の現地確認を実施する。合わせて、交付された許可証の配布も行うこと。なお、わなを使用する手法の場合、鳥獣捕獲許可を受けて実施していることを証明するための書類を作成し、設置期間中、しかるべき場所に掲載する必要があるため、くれぐれも注意すること。

捕獲時の安全管理のために、必要に応じて立入禁止を促す注意看板や、捕獲作業中であることを知らせるのぼりなどを準備する。特に銃猟の場合は、地域住民や観光客などが捕獲作業中に近付かないようにするため、捕獲地点周辺に保安員の配置を計画するなど、細心の注意を払うことが重要である。

捕獲スケジュールなど、最終の決定事項を地元警察や地域住民に説明・周知することも必要である。再度説明会を開催するか、スケジュールや捕獲場所などが記載されたチラシを作成し、新聞の折り込みなどを利用して地域に配布する、公共施設などに掲示させてもらうなどの対応が必要である。





捕獲許可を受けたことを証明する書類

設置期間中しかるべき場所に掲載する

図 7-4 証明書類の例



地元の公共施設にチラシを掲示中

図 7-5 安全管理の例

イ 捕獲作業に関わる準備

事前調査で選定した捕獲地に、わなの設置や餌付けを開始する場合、原則、工作物 設置許可や鳥獣捕獲許可を受けていることが必要である。また、情報共有のため、わ なの設置や餌付けなど進捗状況は、関係機関に適宜報告することが望ましい。

餌付けを開始してからは、エゾシカの誘引状況や餌の状態を確認するため、適宜見 回りを行うべきである。その際に、誘引状況や餌の減り具合などを作業日報や写真な どで記録する。

表 7-3 見回り時の記録項目例

項目	内容	
見回り日	見回り作業を実施した日付	
作業人数	作業に参加した人数	
作業時間	開始~終了時間	
餌の状況	餌の減り具合や追加状況など	
エゾシカの状況	個体数や逃げた方向など	

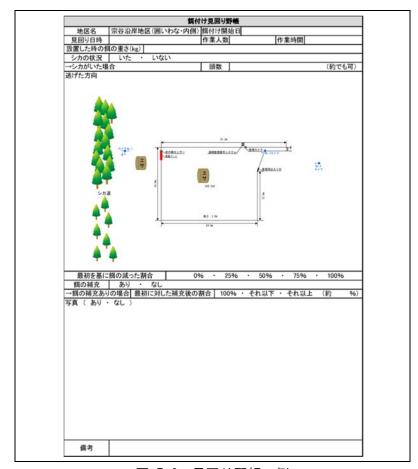


図 7-6 見回り野帳の例



注 意

【火薬取締法について】

火薬類の譲渡・譲受には、都道府県公安委員会の許可を受ける必要がある。ただし、 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可捕獲又は登録狩猟は、許可等の有効期間につき、 一定の数量を無許可で譲り受けることができる。しかし、指定管理鳥獣捕獲等事業を 実施する場合は、業として多量の火薬類を使用することから、無許可譲受の対象には ならず、都道府県公安委員会の許可を受ける必要がある。